

令和 3 年度 第 1 2 回丹波市農業委員会
定例総会議事録

令和 4 年 3 月 2 5 日

令和3年度 第12回定例総会議事録

1. 日 時 令和4年3月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1 番 古倉 一郎	2 番 矢本 規夫	
(氷上地域)	3 番 芦田 義彦	4 番 足立 正典	5 番 金子 隆司
	6 番 徳田 義信	7 番 山本 浩子	8 番 足立 康裕
(青垣地域)	9 番 足立 篤夫	10 番 足立 俊哉	11 番 足立 信昭
(春日地域)	12 番 臼井 光茂	13 番 荻野 隆太郎	14 番 近藤 眞治
	15 番 田川 良一	16 番 婦木 克則	
(山南地域)	17 番 岸本 好量	18 番 田中 耕作	19 番 野垣 克巳
	20 番 和田 憲治		
(市島地域)	21 番 荒木 嘉信	22 番 杉山 重利	23 番 高見 由行
	24 番 橋本 慎司		

○事務局 (3名)

4. 議 事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについて
(下限面積の設定)

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

報告第 1 号 農地の一時利用届について

報告第 2 号 農地の形状変更届について

報告第 3 号 公共工事の届出について

報告第 4 号 認定電気通信事業者による届出について

5. 閉 会

1. 開会

○議長 定刻になりましたので、会議を始めます。

ただいまより、令和3年度丹波市農業委員会第12回定例総会を開会いたします。

初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (挨拶)

○議長 ありがとうございました。

事務局から会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 事務局でございます。本日の定例総会、24名の農業委員、全員ご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条の規定により本会が成立していることを御報告させていただきます。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号24番の橋本委員、議席番号1番の古倉委員、両委員、よろしくをお願いいたします。

また、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号23番 ～

～ 議案第1号 使用貸借権設定 番号1番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、経営規模を拡大したいという計画です。図面は7ページに示しています。

〇番について、字限図上は里道なり道路なりと接しておりませんが、隣接地、西側の隣接地に、2アール未満の届出がされた農道があつて、今までからこの農道を利用して耕作されてきました。今回この農道の所有者から譲受人に対し、農道利用の同意書が添付されています。

〇番については、隣接地を譲受人が耕作されており、取得後善良な耕作がされるものと判断しています。

また、年齢について議論になるところではあると思いますが、息子さんが一緒に農作業をされており、特に問題はないと考えています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 続いて、番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、8ページに図面はつけてあります。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。9ページに図面はつけてあります。

この方には、もともとこの地域に自宅を持たれており、現在は出られてますけども、従来からこちらへ来て、親が所有していた農機具等を使い、農作業をされております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域の調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号4番～番号8番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号4番は、農地を売買により購入し、経営規模を拡大したいというもので、10ページに図面を添付しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

続いて、番号5番でございます。同じく○○が説明をいたします。

番号5番は、農地を売買により購入し、経営規模を拡大したいというもので、11ページに図面を添付しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号6番は、農地を売買により取得し、農業を開始したいというもので、図面は12ページに示しています。

先月、利用権設定によります農地の借受けがありまして、今回の農地を取得することになりました。それで農業の開始をしたいという申請でございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

続いて、番号7番を、同じく議席番号○番の○○が説明いたします。

番号7番は、売買により農地を取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は13ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号8番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号8番は、売買により農地を取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は14ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

また、この方の拠点につきましては、図面の14ページの左下に黒枠で囲んでおりますところが、申請人の親の実家でございまして、将来は農業をともにするという事で、現在は休みごとに帰ってきて、一緒に農業をしておられるという状況でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、所有権、番号9番～番号16番、使用貸借権、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会からの確認報告ですが、まず番号9番について、お願いします。

これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいます

ので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 なお、この番号９番につきましては、２９ページの番号１番、使用貸借権設定と併議とさせていただきます。

それでは、番号９番と２９ページの番号１番について、青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号９番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号９番は、農地を売買により経営を開始したいというもので、図面は１５ページに示しております。

この図の右のほう、真ん中に家を購入されて、そこを拠点として作付されるということでございます。主に黒豆と野菜を耕作されるということで、トラクター、耕運機等は確保済みということになっております。

併議ということでございますので、２９ページのほうも説明させていただきます。２９ページも、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１０番は、売買により農地を取得するための下限面積を満たすために、使用貸借により借り受けしようというものでございます。図面は同じく１５ページにございます。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議よろしくをお願いいたします。

続いて。

○議長 ちょっとお待ちください。この番号９番と併議案件だけ先に。

○委員 分かりました。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号９番と２９ページの番号１番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号９番及び２９ページの番号１番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号９番並びに２９ページの番号１番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 青垣地域委員会には、番号１０番から番号１４番まで一旦説明をお願いしたいんですが、番号１１番、番号１２番につきましては、併議という形で説明をお願いいたします。

○委員 番号１０番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１０番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１６

ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号１１番から番号１３番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１１番、番号１２番は、農地を売買により取得し、新規就農をしたいという案件でございます。図面は１７ページに示しております。

この案件について、譲受人が○○市の方でございます。元は青垣出身の方であるわけでございますけれども、現在○○市にお住まいになるということで、年齢も７７歳ということになっておりますけれども、５０歳代の息子さんがおられるということで、その方と一緒に農業をされる予定です。農地については、栗林ということでございます。

ちょっと１７ページの図面を見ていただきましたら、３筆あるわけですが、一番下の○番のところの左上のところに、同じく果樹園のマークが入った、畑がございます。この畑を所有されております方の家、土地等をお借りするということの中で、そこを拠点として、農業を開始するという案件でございます。

この拠点につきましては、谷川がずっと上に流れておりますけれども、ちょうど広い道路と面したところに、拠点として書いてありますこの家をお借りされるということでございます。

この方も、○番のところの隣接の栗林を持っておられるんですが、御主人が体調を崩されておまして、自分ではなかなか農業をできないというふうな状況で、この栗林も併せてこの奥さんと一緒に作業されるというふうな予定で、協力しながら今後やっていきたいという予定でございます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

続いて、番号１３番でございます。農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいということで、図面は１８ページにつけております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 続いて、番号１４番を、議席番号○番の○○が説明をさせていただきます。

番号１４番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１９ページにつけております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

よろしく御審議のほど、お願いします。

○議長 それでは番号１０番から番号１４番までを、先に審議したいと思いますので、こちらで進めていきます。

番号１０番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１０番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１１番、番号１２番につきましては一体的なものと判断し、併議とさせていただきます。

番号１１番、番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番、番号１２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１１番、番号１２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１３番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１４番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１５番ですが、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

（該当委員退席）

○議長 番号１５番につきまして、青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１５番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号１５番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２０、２１ページに示しております。

地域委員会といたしましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

なお、この譲受人が女性で３３歳ということで、非常に若い方なんですけども、この方は〇〇の〇〇大学で、特に野菜部門のほうを集中コースとして勉強して卒業されておりますので、

農業に対する意欲は十分にあることを確認いたしております。

○議長 それでは、青垣地域委員会から番号１５番について、確認報告をいただきました。

番号１５番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員さん。

○委員 ２１ページの図面の真ん中に「拠点」というふうに書いてあるわけですが、この拠点というのは、どの案件の拠点ですか。

○議長 青垣地域委員会、お答えください。

○委員 ○番○。これ４カ月ほど前に、非農地証明願で証明をしたところなんですけども。

○議長 ２１ページの拠点とありますよね。これが今回の番号１５番の案件について、譲受人の拠点となる場所であるということで、よろしいでしょうか。

○委員 はい、ということです。

○委員 住所が地元ですので、申請人の拠点とか何で必要なのかなと。

○議長 あえて拠点と書いてあるんですが、○番○の地番がついてますので、ここが居住地だということになりますので、あえてここに拠点と書かなくてもよかったなと。ここに住んで、この周辺の農地、今回の番号１５番の農地を耕作されるということで、よろしいですか。

○委員 それでよろしいです。

○議長 ○○さん、よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○議長 すいません。ほか、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１５番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

（該当委員復席）

○議長 続いて、番号１６番について、青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１６番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１６番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２２ページに示しております。

地域委員会といたしましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしておりますことを確認いたしております。

よろしくをお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号17番～番号19番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号17番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号17番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は23ページに示しております。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 続いて、番号18番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号18番は、売買により農地を取得し、経営規模を拡大したいというもので、24ページに地図をつけています。

24ページの地図、川縁に細長く連続した土地のすぐ横、左側の1筆の申請です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

次に、番号19番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号19番は、農地を売買により取得し、家庭菜園として利用したいというもので、図面は25ページに示しております。

申請地は、譲受人の住居に接続しており、今後も農地として利用されとの確認をしております。

譲受人の他の農地についても適切に管理されております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

ここは農用地区域外となっております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１８番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１８番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１９番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１９番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

なお、番号２１番、番号２２番については、併議とさせていただきます。

○事務局 議案第１号、番号２０番～番号２２番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２０番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号２０番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は２６ページにつけております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

譲受人は、認定農業者です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、番号２１番と番号２２番を、同じく議席番号○番の○○が説明いたします。

番号２１番と番号２２番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。地図は２７ページにつけております。

２７ページを御覧いただけたらありがたいんですが、この右下の４筆になっております上２つが番号２２番の申請でございます。実は番号２２番の農地を購入するために、現地を確認しましたが、進入路がなしで、片っぱは崖になっております。従いまして進入しようと思いますと、この下の２筆を購入しないと、耕作ができないということで、この下の２つも購入したいという申込みがあったんですが、左の方が、できたらあと３つ、左のほうにあるんですが、下の３つと合わせて買うてくれてないかということで申出がありましたので、今回の申請となったということでございます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号20番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

番号21番、番号22番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 ちょっと聞くんですけど、番号22番のほうに進入するには、下の南側のところから入らなあかんと思うんですけど、これ形状変更とかの届けは要らんのですかね。多分畔を潰してやと思うんやけど、これ。乗り越えて行ってん。

○委員 今も栽培されておりますので、今栽培されとるけど、違う方なんですよね。しばらく営農組合がされてますんで、ここ通って行きよってなんです。

○委員 いうことは。

○議長 今のところ形状変更の予定はないということで理解して。

○委員 ないです。

○委員 ほなこれ南側のところを通路にしていこうという。

○委員 そうです。南側ですね。

○議長 2枚続きの田んぼになっとるでしょう。

○委員 南から入って北。ただこれを上だけ買ってしまうと、全く入れない。人の土地を通して入らないといけないので、これも合わせて買うてほしいということです。

○委員 現在、進入路があるということやね、南側のところは。

○委員 進入路は下に、もう1つ南に進入路がある。

○議長 すいません。

○委員 畔もコンクリもあるんで、そんなに高くないんで、大丈夫です。

○委員 今まで耕作してた方は、畔越えてやってたんですね。

○委員 そう、それだけのことです。

○委員 それで今は、買うたら全部変わりますけど、今回はまだ形状変更なしで上畔越えて行かれると。自分が買うてしまうと。

○委員 それを越えられる高さです。

○委員 機材、トラクターでも通れるん。それはそんでええんですけど。この前に作られとった人のところを通して、こっち畔越えていくということやね。

○委員 いやいや、ちゃうちゃう。

○委員 一緒なんですよ。

○委員 ああ、これが許可になったらそら一緒になるんやけど、これまではどうされてたんですか。

○委員 何も営農組合そないしてはったで。畔越えて。

○委員 だから一緒に作とったったから、そのときは一緒やったから。

○委員 あ、4枚とも営農組合が作とったということ。

○委員 ところが片っぱを買いいたいということで、片っぱだけ買われたら、通れへんから、それで

全部買うてくださってという話です。

○委員 よく分かりました。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

○委員 この図面の一番下の○番○の左側の倉庫のようなものがあるんですけども、それについてはっきりと申請が出とったんですか。2アール未満の届か何か。

○議長 山南地域委員会。

○委員 どのやつ。

○委員 このやつは何ですか。

○委員 それは防火水槽です。前から。

○委員 防火水槽ですか。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 結構です。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番、番号22番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。

次に市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号23番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号23番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号23番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は28ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号23番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番、番号2番 ～

～ 議案第 2 号 一時転用 番号 1 番、番号 2 番 ～

○議長 続いて、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 2 号、番号 1 番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号 1 番につきまして、農業委員会等に関する法律第 3 1 条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 1 番は、露天駐車場を建設するための申請です。図面は 3 2 ページに示しています。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が 1 0 ヘクタール未満のため、第 2 種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

また転用面積は事業計画に対して妥当なものであり、農地法第 4 条第 6 項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

それと、備考欄に始末書とあるんですが、既にもう駐車場になっておりますので、ちょっとアピールしまして、農地法を知らなかったんで、お許しいただきたいと。今後このようなことはしませんのでよろしくお願いしますというような始末書が、提出されております。

御審議をお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 2 号、番号 2 番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号2番は、露天駐車場及び露天資材置場を建設するための申請です。図面は33ページに示しております。

申請地の農地区分は、第1種第2種及び第3種いずれの要件にも該当しない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断され则认为します。

本人は、自営で建設業に従事し、現在の作業場では、大型車両による木材の搬入出や転回が容易ではなく、従業員駐車場や資材置場のスペースも不足しているため、申請地を転用し、作業場を拡張するものです。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われまふ。

転用面積は、事業計画に対して妥当なものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いづれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございせんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございせんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、農地法第4条の規定による農地等の一時転用許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、一時転用、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が説明させていただきます。

番号1番は、かさ上げをするための申請です。図面は35、36ページに示しています。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われまふ。

また転用面積は事業計画に対して妥当なものであり、農地法第4条第6項の各号に該当せず、いづれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

このかさ上げは、地元にあるお菓子屋さんと提携して、そこへ納めるための栗を植える予定になっております。

よろしくお願ひします。

○議長 この案件につきましては、大規模の案件になりますので、現地確認を行っております。

柏原地域委員長より、確認報告をお願いいたします。

○委員 これ農振地域ではあるんですが、非農地といってもいいようなところでして、農振地に

影響はないということですので、今低いところから5メートルというような盛り土をされるようでございますので、そしてそこに栗を植えられる。また販売先も決まってるということでございますので、今後高さだけをきっちりとまた守ってもらえたらなということで、また地域委員の皆さんから、監視のほうよろしくをお願いします。

○議長 確認報告をいただきました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、山南地域委員会より確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号2番は、営農型太陽光発電を建設するための申請です。図面は37ページに示しています。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また転用面積は事業計画に対して妥当なものであり、農地法第4条第6項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会から確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 先ほどと一緒になんですけど、農振農用地で、第2種農地ということで。

○委員 ごめん。間違えた。すいません。農振地です。

○委員 農振地やね。

○議長 農振地で、営農型太陽光発電設備を建設するということの申請です。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

○委員 以前やはりこういう場合に、工事するときの一時利用ということで、農地の一時利用も同時に与えられたと思ひます。

何か聞くところによると、営農型太陽光発電設備の設置の場合には、一時利用はもう出さんでええようにしたら、それでよいというふうになったというふう伺ひました。そのことについて、別にどうのこうの思ひわけじゃないんですけど、その一時利用をもとから出してもらい

よった目的というのが、農地に重機を入れるということについて、無断転用しとんのか、何をしとんのかということがはっきり分からへんで、それを分かるようにするために一時利用を出してもらおうということやったと思います。

で、それ要らんということになったら、この判断ではこういうことがあるということ、ちょっと頭に入れとかなあかんわけなんやけど。

何が言いたいと言うたら、農業目的の重機利用。例えば畦畔の整形であつたりとか、高い低いの土の移動であつたりとか、重機を利用したら楽にできるということが結構あると思うんですけど、そういうとき排水路の整形であつたりとか、そういうときには届出を求めて、太陽光発電には求めないというのが、どうもバランスが悪いように感じるわけです。

ちょっとその辺のことについて、今後どういうふうに考えていくのか、検討をお願いしたいというふうに思います。

○議長 ありがとうございます。

一時利用の届出が、今回の太陽光発電設備のときは要らんということ、2月の時に皆さんに周知して、今後これでいきますよということでさせていただいております。

今、〇〇委員から指摘のあったことにつきましては、再度、運営委員会等で確認をしてみたいということでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号7番 ～

～ 議案第3号 賃貸借権設定 番号1番、番号2番 ～

○議長 それでは議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、売買により共同住宅を建設するための申請です。図面は、13ページに示しております。

申請地の農地区分は、上下水道が埋設されている道路の沿道にあり、500メートル以内に〇〇（医療施設）と〇〇（医療施設）が存在するため、第3種農地と判断されると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

2階建ての8戸住宅ということでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議案第3号、番号2番～番号5番、賃貸借権、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

これにつきましては、事務所と露天駐車場にしたいということでございます。

この場所につきましては、第2種、第3種とかではなく、またこの辺につきましても、住宅等が連たんする地域になっています。農地の集団規模が10ヘクタール未満で、第2種ということが妥当だと判断しました。

ここにつきましては、譲渡人が〇〇にレストランを持っておりまして、特にこの地域におきまして野菜作りをしたいということで、やっております。

この場所につきましては、前から取得し、手続きをしておりましたが、同一人物でございしますが、この方が昨年度の4月にインターネット等のそういう会社を立ち上げられまして、事業展開をしております。

図面におきましても41ページ、42ページを見ていただけたらと思います。

特に42ページの右側に、去年の4月からの事務所を構えてやっておりますから、事業展開の中で手狭になってきております。いろんな場所を探しましたが、一番いいのがここということで、この隣接しています農地につきましての事務所と駐車場をここにしたいということでございます。

特に法人としては、適格ということでございます。

これにつきましては、地域委員会としてもいろいろと議論をしてきましたが、隣接所有者、地元等の同意も得られており、特に周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

また転用面積は必要最小限のもので、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないということを確認しております。

これにつきましては、地元地域委員会のほうで、慎重審議を行ってきました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 次に番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番は、売買により農地を取得し、太陽光発電設備を設置しようとするものです。図面は24ページに示しています。

申請地の農地区分は、第1種ではない、第2種、第3種にも該当しなくて、その他の農地として、第2種農地と判断します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地への支障はないものと思われれます。

農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 番号4番、番号5番と47ページの番号2番につきまして、併議とさせていただきますので、説明をお願いいたします。

○委員 番号4番、番号5番は、売買により農地を取得し、47ページの番号2番は、さらに賃貸借権を設定し、露天駐車場として利用したいというものであります。図面は43、44ページに示しております。

申請地の農地区分は、〇〇（インターチェンジ）から300メートル以内に位置するため、第3種農地と判断すると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

申請地は、譲受人が所有し、利用している土地に隣接しておりまして、現在も所有地は大型車両で満杯の状態で、今回さらに事業拡大のため、申請地を取得し、借受けし、露天駐車場として拡大し、利用したいというものです。

利用計画書及び76台の車両一覧表、資金証明など添付していただいております。

また、47ページの賃貸借につきましても、契約書も添付していただいております。

また市との開発協議、JRとの協議も進めていることを確認しております。

また雨水排水につきましては、既設の排水側溝から隣接の排水路に接続されます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号4番、番号5番、47ページの番号2番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番、番号5番、47ページの番号2番につきまして、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号4番、番号5番、47ページの番号2番については、許

可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、売買により、一般住宅を建設するための申請です。図面は45ページに示しています。

申請地の区分は、〇〇（鉄道の駅）から300メートル以内にある農地ですので、第3種農地と判断されると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

審議のほど、よろしくお願いします。

これは、令和3年9月29日に、農振除外がされたものです。

平米数が500平米より30平米ほど超えておりますが、畦畔があつたりしますので、変形した土地でもありますし、おおむね500平米とありましたが、まあまあこのぐらいやったら認めていただければいいかなと思っております。よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号7番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、売買により、一般住宅として利用するための申請です。図面は46ページに示しています。

申請地の農地区分は、甲種農地、第1種農地、第2種農地、及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、をお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 7 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 7 番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 7 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

○議長 47 ページ、農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、賃貸借権、番号 1 番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 6 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 1 番は、借受人が太陽光発電設備を建設するため、貸渡人と賃貸借権を設定し、転用する申請です。図面は 48 ページに示しています。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地でありますので、第 2 種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第 5 条第 2 項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第 4 号 番号 1 番～番号 14 番 ～

○議長 議案第 4 号に入ります。非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 4 号、番号 1 番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は9ページに示してあります。

3月15日に現地を確認しましたところ、現地は山林となり、竹が生い茂っており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないものと見込まれます。

農地でなくなった時期は平成4年頃からで、地元自治会と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号2番～番号9番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は10ページに示しています。

3月14日に現地を確認したところ、車庫と庭になっており、農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また農地でなくなった時期は、平成10年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

続いて番号3番です。同じく議席番号○番の○○が説明いたします。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は52ページに示しています。

3月14日に現地を確認したところ、消防施設用地、防火水槽になっており、農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また農地でなくなった時期は、令和4年2月28日からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のアに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は53ページに示しております。

3月14日に確認したところ、現地は物置・車庫・進入路となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また農地でなくなった時期は、昭和40年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員

会としては、証明することに問題ないと考えています。

続いて、番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は54ページに掲げております。

3月14日に確認したところ、現地は防火水槽になっており、農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。この防火水槽は、地下に埋設しておらず、露天と言いますか。目視できる状態のものです。

また農地でなくなった時期は、昭和34年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は55ページに示しています。

3月14日に現地を確認したところ、住宅・作業場・物置・進入路・庭及び露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないものと見込まれます。

また農地でなくなった時期は、昭和46年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号7番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は55ページに示しています。

3月14日に現地を確認しましたところ、住宅の一部で、石垣となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないものと見込まれます。

また農地でなくなった時期は、昭和54年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は56ページに示しています。

3月14日に現地を確認したところ、農業用倉庫の一部となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないものと見込まれます。

また農地でなくなった時期は、昭和58年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は57ページに示しています。

3月14日に確認しましたところ、現地は、〇番は山林、〇番〇は露天駐車場、〇番は車庫になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に

影響がないものと見込まれます。

また農地でなくなった時期は、昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

それでは、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号10番、番号11番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は22ページにつけております。

3月14日確認したところ、現地は、車庫・露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段影響がないものと思われま

す。また農地でなくなった時期は、平成8年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会といたしましては、証明することに問題はないと考えております。

続いて、番号11番も、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号11番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は22ページに示しております。

3月14日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の現状から見て、非農地と判断して特段に影響がないと見込まれます。

また農地でなくなった時期は、昭和40年頃からでございます。地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断について3の(2)のウに該当するため、地域委員会といたしましては、証明することに問題ないと考えております。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１１番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第４号、番号１２番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１２番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１２番は、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は５８ページに示しております。

３月１５日に現地を確認いたしましたところ、倉庫は鉄骨造りスレート葺き平家建て、床面積４８平米、事務所は鉄骨造り鉄板葺き２階建て、延べ面積６１．７４平米があるため、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また農地でなくなった時期は、平成４年頃からで、地元自治会長と隣接所有者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１２番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第４号、番号１３番、番号１４番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１３番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１３番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５９ページに示しています。

３月１１日に確認したところ、現地は庭になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また農地でなくなった時期は、平成９年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号14番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号14番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は60ページに示しております。

3月11日に確認したところ、現地は原野となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また農地でなくなった時期は、平成13年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えおります。

よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

休憩を取ります。35分に再開いたします。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

～ 議案第5号 番号1番 ～

○議長 61ページの議案第5号、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

丹波市長より、住まいるバンクに付随して売買を希望する農地について、別段の面積設定の依頼を受けたため「平成28年12月21日 空き家に付随した農地に係る農地法第3条第2項第5号の別段の面積設定に係る取扱いについて」に照らし合わせながら、現地調査等を行い

ました。図面は63ページに示しております。

結果、農業振興地域の農用地区域外であること、空き家に隣接していること、現在何ら耕作されていないが、現状が復旧困難な農地でないこと等を確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第5号の番号1番、別段の面積を定めることについて、適当と判断し、別段の面積を提案のとおり定めることとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第5号、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについて、新たに別段の面積を定めることといたします。

～ 議案第6号 ～

○議長 議案第6号、農用地利用集積計画の決定について、別冊を御覧ください。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読。

○議長 それでは、地域委員会ごとに確認報告ですが、まず柏原地域委員会より確認報告をお願いいたします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が報告します。3月15日に、地域委員会において、番号1番から番号22番について確認しました。その中で、番号21番、番号22番については、農の学校を卒業し、〇〇でイチゴ栽培の研修をし、将来観光農園の開園を目指すため、駅に近い農地を探しておられ、その場所を利用権設定することになりました。

全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

柏原地域の案件について、質問、意見等はありませんか。

〇〇委員。

○委員 議席番号〇番の〇〇です。これ事務局に聞いたほうがええかもしれんけど、番号3番を見てください。「〇—〇——〇」ってこれどういう意味ですか。

○議長 事務局。

○事務局 事務局でございます。御質問ありがとうございます。

農業委員会で管理しております農家台帳は、登記情報そのままリンクしているので、何番か、何番の1、2のどこまでが、通常であれば表示されています。その後に「——1」、「——2」がある場合っていうのは、課税の関係で表記が変わってくるんだと思います。例えば農地の一部が農業用倉庫で、2アール未満の届が出るとどことか、それからまれに道路沿いを、道路拡幅されて、一部を買収されたけど、まだ分筆登記がされてない場合、こういった場合に「—

—1」、「——2」が出てくるかと。課税上で、地目が2つ以上ある場合には、この「——1」、「——2」、「——3」、こういう表現がされるんだというふうに御理解をいただければなと思います。

詳しく確認とれていないんですけど、おそらく当該地については、一部に農業用倉庫があったんじゃないかなと、こんなふうに考えたりしておるところです。

以上でございます。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 構わないですけども、こういうのもささっと通ってしまうわけですね。僕ら現地行って、これ何やってなるじゃないですか。3条だと2アール未満の届を出せとかね。

○議長 利用権を設定する土地っていうことでの表現になりますので。

○委員 慣例上分けてあるんですね。

○議長 農地法上の手続きの中では、現地で確認していただくと思うんですが、今のところ利用権を設定するときに、ここに何かしらあるという所まで確認しないということです。

○委員 結構です。

○事務局 すいません。引き続き事務局です。

せっかくなんで、併せて説明させていただきたいんですけど、利用権設定において、農地の一部だけを利用権設定する。全然これ問題はございませんので。

ただ利用権設定、例えば1, 000平米のうちの半分500平米を貸し借りしたんやろっていうときにつきましては、やはり農業振興課の受け付けるところで、例えば間に石垣があるとか、例えば間に杭があるとか、お互いに今回貸し出しするのはここまでやでっていうことで、分かるんやったら作ってくださいと。後で紛争が起きないように、それだけは作ってくださいっていってお願いするので、今後もまれなケースなんですよ。この「——1」この形で出てくると。または、最初に言いましたけど、何平米足す何平米、現況農地の中でされる場合には、その前後でも1, 000平米と500平米、そういうふうになってくるんですけど、今回みたいに、明らかに課税対象がまた違う間にも点々点々の位置になるわな。こんなふうに考えていただいたら。

当然現地は、農地部分とそうじゃない部分は、明確に分かる状態になつとるんです。それが「——」と表記されていると、御理解いただいたらと思います。

以上でございます。

○委員 っていうことは、これは「○—○——○」は、農地部分の369平米で、これは公簿面積と一緒にではなく、借りる面積？

○事務局 借りる面積です。

○委員 借りる面積ということは、実際の公簿面積は違うっていうことですね。了解です。

○議長 ほかに質問、意見等ございませんか。

意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

○議長 次に、氷上地域なんですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号23番から番号54番まで、3月14日に氷上地域委員会におきまして確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

また、番号23番でございますが、農の学校の卒業生で、新規就農と聞いております。

番号29番につきましては、当該地区におきまして、家を買って農地を取得するための利用権ということで聞いております。

また、番号35番、番号36番につきましては、お歳を召しておられますが、集落が責任を持って農地を管理し、対応をされるということで、問題がないものと聞いております。

番号45番から番号51番につきましては、この利用権の借受けをされる方の実家が、農業をされておりまして、将来農業の担い手となられる方の利用権設定ということで、お聞きをしております。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて青垣地域におきましても、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号55番から番号78番まで、3月14日に青垣地域委員会にて、確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

ません。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 次に、春日地域の案件について、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号79番から番号112番まで、地域委員会において確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 続いて、山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 3月11日に、番号113番から番号115番まで確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 続いて、市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 3月11日に、番号116番から番号157番までを確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

補足といたしまして、番号119番と番号121番でございますけれども、新たに「〇〇」という法人が借受けるわけでございますが、これは「〇〇」という法人がございまして、今回新たに名称を変えて、事業を継承されるということでございます。スタッフはそのまま継承されるということでございます。

3月11日に、事業を継承されるということで、一応地域委員会でヒアリングをいたしまして、内容を検討いたしました結果、問題ないということで、計画を認定いたしました。

以上でございます。

○議長 春日・山南・市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

○委員 番号96番の方の住所が〇〇市なんですけど、こちらに拠点等はあるんですか。

○議長 番号96番について、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 地元の委員から、意見なり実態なりの報告は聞いておらず、実態の把握はしておりません。

○議長 以前にもあったんですが、地元出身の方でしたか。

○委員 今すぐどうこう調べて、お答えはできないです。

○議長 農業振興課に確認します。

○委員 ちょっとすいません。この地元に聞いていました、この〇〇さんの娘婿ということで、今は〇〇に住んでおられます。で、たまにこちらに帰ったりして、耕作されとるというぐらいのことです。

○委員 今、説明があったように、利用権を設定する〇〇さんという方の、娘の婿が〇〇という名前らしいです。

○議長 ただいま確認しておりますので、暫時休憩したいと思います。

(休憩)

(再開)

○議長 再開いたします。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 担当課に問い合わせたところ、もう既にこの〇〇さんは1ヘクタール以上の耕作を、今現在やってるということのようでして、今回この1筆を追加したというような形のものです。

○議長 よろしいですか。

○委員 もう1つ。何か娘婿って言われたんやけどね。娘婿でも利用権設定あるんかな。

○委員 家庭のことをそこまで聞いておりません。とりあえず娘の関係ですということでした。

○議長 家庭の詳しいことまでは分かんないですけど、そういう関係の方だということですが、既に1ヘクタールからの耕作もされておるという実態があるようですので、新たにこの分を追加で、新規で利用権を設定するという内容です。

○委員 そしたらこれ拠点は、この娘の親のところが拠点になるん。それでたくさん作っておられる。

○議長 前も何回か出てきてますので、集落の中に帰ってきて、やっておられる方だと記憶しております。

○委員 はい、分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日・山南・市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日・山南・市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 報告第1号 ～

○議長 続いて、報告第1号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から補足ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○委員 この農地について、一時利用なんですけども、農地・水・環境というような事業がありまして、その中の隣接する水路の雑木を伐採して搬出するための、工事進入路の利用でございます。工事はすでに完了しており、現地も農地に戻っております。

○議長 柏原地域委員会からの補足説明が終わりました。

質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、農地の一時利用について、御承知おきください。
復席をお願いします。

(該当委員復席)

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番～番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 番号1番から番号3番について、氷上地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 特にございませんが、70ページの黒線で囲まれているこの部分は、畔がなくなって、ひとつの区画になります。下も、71ページも同じです。畔は下畔ということで、御理解いただけたらと思います。

○議長 氷上地域委員会からの補足説明が終わりました。

質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号の番号1番から番号3番、農地の形状変更届について、御承知おきください。
復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号4番、番号5番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

先に番号4番のみ春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 すいません。番号4番だけ。これは3カ月前に3条で取得された農地で、60センチほどかさ上げして、野菜作りをしたいということでございます。

地域委員会としては、特に問題はございません。

○議長 春日地域委員会からの補足説明が終わりました。

質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号の番号4番の農地の形状変更届について、御承知おきください。

続いて、番号5番について、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号5番を議席番号〇番の〇〇が補足します。

番号5番は、畦畔の一部をコンクリートで補強して、境界を明確にしたいということのようございまして、圃場整備の後40年以上経過がしておりまして、隣接する農地との境界の杭もなくなっており、コンクリートの構造物を設置したいというものです。

全長19.4メートル、高さ19センチメートル、幅10センチメートルのものを作りたいということで、今回設置する前に届を出しましたということでございます。

○議長 春日地域委員会からの補足説明が終わりました。

質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号の番号5番、農地の形状変更届について、御承知おきください。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から補足することはございませんか。

質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号、公共工事の届出について、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、認定電気通信事業者による届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番～番号6番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

ほとんどがコンクリート柱ということで、利用面積が少なく、図面のとおりになっておりますが、番号1番の青垣地域のところだけ面積が大きいです。それについての補足説明を青垣地域委員会からお願いしたいと思います。

○委員 別にありません。

○議長 図面見ていただいたら、これだけ広いんで。

○委員 場所にはさんざん杭を打って、建設箇所にはちゃんとしておりましたんで、確認したところ、その、ほとんどのところが遊休農地のところでございます。草も刈って、ちゃんとしてくれるやろと思っています。

○議長 高速道路の横なので、高い鉄塔が建つということで、この面積ということです。

質問等、ございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、認定電気通信事業者による届出について、御承知おきください。

本日予定しておりました議案等につきまして、全て終了しました。

意見、御質問等ございませんか。

折角ですのもう新聞等で見ていただいたと思いますが、橋本委員が今回の丹波農業グランプリで、グランプリを受賞されました。盾がありますので、御披露していただいて。

(拍手)

○議長 今後とも御活躍をよろしくお願いします。

それでは事務局から。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、令和3年度第12回定例総会を閉会します。御苦勞様でした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和4年3月25日

議 長 

議事録署名委員（24番委員） 

議事録署名委員（1番委員） 